

事例 5

三大疾病診断給付金

三大疾病診断給付金は、悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中のいずれかと診断され、所定の状態に該当したときにお支払いする給付金です。



「胃ガン」の診断で手術を受け、病理組織診断の結果、粘膜下層に浸潤するガンであると診断された。

○ 約款に定める「悪性新生物(ガン)」に該当するため、三大疾病診断給付金をお支払いします。



「子宮頸ガン」の診断で手術を受け、病理組織の結果、「上皮内ガン」であった。

❗ 約款に定める「悪性新生物(ガン)」に該当しないため、三大疾病診断給付金をお支払いできません。

解説

■ 約款に定める悪性新生物(ガン)は次のとおりです。

被保険者が、保険期間中に初めて所定の悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合
※病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。

■ 以下の悪性新生物(ガン)は、お支払いの対象となりません。

- ・上皮内ガン
- ・悪性黒色腫を除く皮膚ガン
- ・責任開始日(復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始日)からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物(乳ガン)^(注)

(注)「団体信用生命保険 三大疾病保障特約」の場合は以下になります。

責任開始日(復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始日)からその日を含めて90日の間に診断確定された悪性新生物(90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。)

主な対象商品

無配当医療保障保険(団体型) 三大疾病診断給付特約、団体信用生命保険 三大疾病保障特約